

エノテカ・レンタルセラー規約

エノテカ株式会社（以下「当社」といいます）は、当社がお客様に提供するエノテカ・レンタルセラーサービス（以下「本サービス」といいます）について、以下のエノテカ・レンタルセラー規約（以下「本規約」といいます）にその内容を定めます。当社は、日本国内において本規約に従って本サービスを提供いたします。

第 1 条（本規約の合意）

1. お客様は、クラブエノテカ会員登録の上、レンタルセラー利用に必要な事項を真実かつ正確な情報で充足させ、かつ、本規約の内容を承諾いただいた場合にのみ、本サービスを申し込むことができるものとします。なお、当社はお客様の申し込みに際し必要に応じて本人確認をさせていただく場合があります。
2. 前項の申し込みに対して当社が承諾した場合に、当社とお客様との間で本規約についての合意が成立するものとします（以下、本規約合意成立後のお客様を「セラー会員」といいます）。合意成立後、当社はセラー会員に対して本サービスを提供いたします。

第 2 条（規約の適用）

本規約は、セラー会員が本サービスをご利用される際の条件を定めたものであり、セラー会員は、本規約に従い本サービスをご利用いただけます。

第 3 条（規約の変更）

1. 当社は、当社の裁量にていつでも本規約を変更・修正・追加等（以下「変更等」といいます）をすることができるものとします
2. 当社が本規約の変更等を行った場合、当社ホームページ（当社が提供するインターネット上の Web サイトに表現された全てのものをいいます。以下、本規約において同様。）において表示された時点より効力を生じるものとします。本規約の最新版は当社ホームページをご確認ください。
3. 前項の本規約の変更等を行った後にセラー会員が本サービスを利用した場合、セラー会員は本規約の変更等に同意したものとします。

第 4 条（サービスの内容）

1. 当社がセラー会員に提供する本サービスの内容は次の各号のとおりです。
 - (1) セラー会員は、当社からご購入又は既にお持ちのワイン（マール、グラッパ、ブランデー、アルマニャック等、ワインを蒸留したものも含まれます。）の寄託（以下、「保管」といいます）を当社に依頼し、当社がこれを受託した場合に、当社の倉庫（以下「レンタルセラー」といいます）にこれを保管することができます（以下、保管されたワインを「本ワイン」といいます）。
 - (2) セラー会員は、本規約の定めに従い、本ワインをレンタルセラーから出庫することができます。出庫については、第 11 条（出庫）に定めるとおりです。
 - (3) セラー会員は、レンタルセラーでの本ワインの保管状況を当社ホームページからご確認ください。
2. 当社は前項に定めるとおり本サービスを提供しますが、レンタルセラーは、本ワインについて、社会通念上妥当と認められる保管環境を提供する施設であり、購入時からの熟成、品質向上等を保証するもの

ではなく、本ワインは、外観・内容ともに、時間の経過により劣化する可能性等があることを了承した上でご利用下さい。

第5条（セラー会員情報）

セラー会員は、クラブエノテカ会員情報として当社に登録されたクラブエノテカ会員情報に変更が生じた場合、直ちに当社に対して最新かつ正しい情報を適時知らせるものとします。最新かつ正しい会員情報が当社に知らされず、それによってセラー会員に損害等が発生した場合は、当社はその責任を負いません。

第6条（保管方法）

セラー会員 が当社にワインを保管する方法は、次の3つの方法があります。

- （1）当社が運営し本サービスの受付を行っている店舗（本規約において「店舗」といいます。対象店舗は当社ホームページでご確認ください。）又は当社ホームページにてワインを購入し、そのままレンタルセラーに保管する方法（以下、「オンリーセラー」といいます）。なお、セラー会員が店舗で購入し一旦店舗外又は屋外に出たワインや、当社ホームページ上で購入し一旦配送手続に入ったワインについては対象外とします。
- （2）セラー会員が既にお持ちのワインや一旦店舗外に出たワインなど本条（1）以外ワインを保管する方法（以下、「ミックスセラー」といいます）。
- （3）セラー会員が当社倉庫の保管スペースを契約し、ご自身でワインを搬入・出し入れし、当社が保管する方法（以下、ワインバンクといいます）。

第7条（オンリーセラー）

1. オンリーセラーの申し込み方法は、ワインを購入した店舗にてそのまま保管を申し込むか、当社ホームページにてワインの購入手続とあわせて保管を申し込む方法によります。
2. 保管を申し込まれたワインは当社にて1本ごとに固有の番号で管理し、次の内容を当社にて記録管理します。

- （1）保管するワインの商品名
- （2）寄託価格（次項に従い当社が算出します）
- （3）当該ワインに発行される固有の番号

3. 寄託価格

- （1）店舗における販売価格（税抜）とします。割引価格、値引価格で販売されていた場合においては、割引・値引後の価格を販売価格（税抜）とします。
- （2）セット販売のワインを購入した場合、各ワインの店舗における1本あたりの販売価格にセット販売による割引率を各ワインに乗じた価格とします。なお、セット販売の中に単品で販売していないワインがある場合、当該ワインの原価に合理的な利益率を加えた額を販売価格（税抜）として算出するものとします。

第8条（ミックスセラー）

1. ミックスセラーの申し込み方法は、以下の手順になります。

- (1) セラー会員は、当社にて「ミックスセラーパック 6」、「ミックスセラーパックマグナム」（ワイン梱包用資材・配送料に相当）を購入します。

		クラブエノテカ 一般会員	クラブエノテカ VISA 会員
販売価格 (税込)	ミックスセラー 6	1,650 円	1,100 円
	ミックスセラーマグナム	1,650 円	1,100 円

- (2) セラー会員は、「ミックスセラーパック」に含まれる梱包材にワインをご自身にて梱包し、同封の注意事項を確認し、手順通りにご自身で梱包し、手元に控えを残し、必要事項を記入の上、当社宛に発送する方法にてミックスセラーでの保管を申し込むことができます。

2. ミックスセラーとして保管できるワインの本数は、ミックスセラーパック 6 は 1 パック 6 本、ミックスセラーパックマグナムは 1 パック 3 本を上限とし、梱包時にしっかりと蓋が閉まり収まる容量、かつ 15kg 未満の容量のものとします。
3. ミックスセラーに保管するワインの寄託価格はワイン 1 本につき 1 万円、1500ml 以上の場合は 1 本 2 万円を上限とし、レンタルセラーパック 1 パックにつき 6 万円を上限とします。
4. 保管していたミックスセラーを出庫し、パックを再利用して入庫することを再入庫と呼びます。セラー会員は再入庫を希望する際はミックスセラーの出庫手続き時にその旨を入力し、再入庫時の配送料を支払うものとします。

	クラブエノテカ一般会員	クラブエノテカ VISA 会員
1 個口当たり 再入庫時配送料 (税込)	1,056 円	726 円

第 9 条 (ワインバンク)

1. ワインバンクは当社に契約の意思を伝え、利用可能なセラーがある場合にレンタルセラー事務局に利用申し込みをすることで利用を開始することができます。
2. ワインバンクにワインを保管するには、当該セラーに自ら保管したいワインを訪問予約の上持参し、ご自身でセラーに保管していただきます。
3. 保管ワインの出庫、また入れ替えについてもお客様自身で訪問予約の上ご自身で行っていただきます。当社がワインの移動や出庫を代行することは出来ません。
4. ワインバンクに保管するワインの寄託価格はワイン 1 本につき 1 万円、1500ml 以上の場合は 1 本 2 万円を上限とします。

第 10 条 (保管条件)

1. 当社は、レンタルセラーにおけるワインの収納容量の限度内において、ワインの保管の申し込みを受託するものとし、収納容量の限度を超える場合又はそのおそれがある場合には、ワインの保管の申し込みを拒絶することができるものとします。また、物理的にレンタルセラーに収納できないなど、当社が不適当と認める場合においても保管の申し込みを拒絶できるものとします。

2. ワインの換算方法は、1 本 750ml 以下のワインは 1 本とし、1 本 750ml を超えるワインはその容積を 750ml で除した数（但し、1 未満の端数は切り上げ）を本数とします。
3. ワイン以外の物をレンタルセラーに保管する行為は、固くお断りしております。

第 11 条（出庫）

1. セラー会員が本ワインを出庫しようとする場合、当社に対して出庫を依頼し、配送料を負担することにより、出庫できるものとします。この場合、他の商品とあわせて配送を依頼することはできません。なお、ミックスセラーは、ワイン 1 本単位での出庫はできません。1 ミックスセラーパック単位での出庫となります。

	クラブエノテカ一般会員	クラブエノテカ VISA 会員
1 個口当たり 出庫時配送料（税込）	1,056 円	726 円

2. 当社は、セラー会員から出庫依頼を受けた場合に、出庫依頼のあった本ワインを発送します。なお、年末年始等出庫依頼を受けていない日がございます。
3. 出庫時における本ワインの配送先は、会員登録住所、もしくは任意の配送先を指定することができます。
4. 出庫手続においてセラー会員の責めに帰すべき事由により出庫時期が遅延した場合は、その責任の一切はセラー会員が負うものとします。
5. 出庫された本ワインがセラー会員又はセラー会員の指定する者によって引き取られない場合、セラー会員の意思表示がなくとも、当社はセラー会員が再度レンタルセラーに保管したものとみなすことができ、セラー会員は新たに発生した費用を負担するものとします。この出庫から再度保管されるまでの間において発生した当該ワインの損害について当社は一切責任を負わないものとします。

第 12 条（出庫拒否）

セラー会員が本規約に基づき当社に対して支払うべき金銭を支払わない場合、当社は、当該金銭が支払われるまでの間、本ワインの出庫依頼を拒否することができるものとします。当該出庫拒否の間においても保管にかかる料金は当然に発生し、セラー会員は当該料金を負担するものとします。

第 13 条（保管期間）

1. 保管期間は、当社がセラー会員から保管するワインの実物を受領した日を起点とし、当社からの出庫手配手続きが完了するまでの期間を言います。
2. 当事者の一方から何ら申し出がない場合は、自動的に保管期間が更新されるものとし、以降も同様とします。ただし、レンタルセラーにおいて保管している本ワインの本数が 0 本の場合、それ以降の保管期間は更新されないものとします。

第 14 条（保管料）

1. 保管料は、セラー会員が当社にワインを保管した場合に発生します。

2. 保管料は、保管開始日を含む月の末日の保管本数・箱数に応じて 1 本、1 箱単位で計算し、その金額を翌月 1 日に請求します。

(1) オンリーセラー

	総本数	クラブエノテカ 一般会員	クラブエノテカ VISA 会員
保管料 (税込)	1 ～ 10 本	66 円/本	60 円/本
	11 ～ 50 本	55 円/本	49 円/本
	51 ～ 100 本	49 円/本	44 円/本
	101 本 ～	44 円/本	38 円/本

(2) ミックスセラー

	保管箱数 6 本入りの単価(税抜)	クラブエノテカ 一般会員	クラブエノテカ VISA 会員
保管料 (税込)	6 本(マグナム 3 本) ×1 ～ 20 箱	275 円/箱	261 円/箱
	6 本(マグナム 3 本) ×21 ～ 50 箱	264 円/箱	250 円/箱
	6 本(マグナム 3 本) ×51 ～ 100 箱	220 円/箱	209 円/箱
	6 本(マグナム 3 本) ×101 箱～	198 円/箱	188 円/箱

※12 本入ミックスセラーは 2 箱相当と換算します。

(3) ワインバンク

		クラブエノテカ 一般会員	クラブエノテカ VISA 会員
保管料 (税込)	12 本用セラー	330 円/セラー	313 円/セラー
	24 本用セラー	660 円/セラー	627 円/セラー
	48 本用セラー	1,320 円/セラー	1,254 円/セラー

2. 支払時期は、ワインを保管しようとする場合はその保管開始日の月末時点の本数に応じて翌月 1 日に支払うものとします。

第 15 条（料金の支払い）

1. セラー会員は、特別の定めがない限り、本サービスの利用に伴い発生する保管料、配送料等の諸料金（以下「利用料金」といいます）を、当社が承認するクレジットカード会社が発行するクレジットカードにより、クレジットカード会社の約款等に基づき一括して支払いを行うこととします。ただし、当社が支払方法を別途指定した場合はその限りではありません。
2. 当社は、セラー会員の同意なく、当社の裁量において本サービスの利用料金を変更することがあります。当社は利用料金を変更する前にセラー会員へ変更を通知します。

第 16 条（遅延損害金）

当社が定めた日までに保管料等が支払われなかった場合、当社は、セラー会員に対して当該支払期日の翌日から支払いのあった日まで年利 6%の割合にて遅延損害金を請求できるものとし、請求があった場合はセラー会員は当該遅延損害金を支払うものとしします。

第 17 条（禁止行為）

セラー会員は、本サービスを利用するに当たって、次の行為をしてはならないものとしします。

- (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 虚偽の情報を記載・通知するなどの行為
 - (3) 本サービスの運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為
 - (4) クレジットカードを不正使用する行為(登録したセラー会員の氏名と異なる名義のクレジットカードを使用する行為を含む)
 - (5) 他のセラー会員、第三者又は当社に、迷惑、不利益又は損害を与える行為もしくはそれらのおそれのある行為
 - (6) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
 - (7) 法令に違反する行為又はそのおそれのある行為
 - (8) 他のセラー会員のアカウントの使用その他の方法により、第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (9) 本サービスを商業目的で使用する行為
 - (10) 前各号に規定する他、当社が不適切であると判断する行為
2. 前項の禁止行為に該当するか否かの判断は、当社の裁量により行うものとし、当社は判断基準について説明する義務を負いません。
3. 当社は、セラー会員の行為が、第 1 項各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前に通知することなく、以下の各号のいずれか又は全ての措置を講じることができます。
- (1)本サービスの利用制限
 - (2)本規約の解除による退会処分
 - (3)その他当社が必要と判断する行為
4. 前項の措置によりセラー会員に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

第 18 条（利用期間）

本サービスの利用期間は、本規約の成立時から本規約の解除によるセラー会員の退会時までとします。

第 19 条（解除）

- 1.当社は、セラー会員において次の事由が生じた場合、何ら催告等せずに当該セラー会員について本規約を解除できるものとしします。
- (1) 本規約に違反したとき。
 - (2) 監督官庁により事業停止処分、又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき。
 - (3) 手形又は小切手が不渡となったとき、その他支払停止又は支払不能状態に至ったとき。

- (4) 破産手続、特別清算手続、会社更生手続、民事再生手続、その他法的倒産手続（本規約締結後に制定されたものを含む。）開始の申立てがあったとき、若しくは私的整理が開始されたとき、又はそれらのおそれがあるとき。
 - (5) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき、又はそれらのおそれがあるとき。ただし、本規約等の履行に重大な影響を与えない軽微なものは除く。
 - (6) 死亡した場合
 - (7) その他当社が不適当と判断したとき。
2. 前項に定めるものの他、レンタルセラーの閉鎖、修繕、改修、移転その他の合理的な事由により本サービスの提供が困難もしくは不可能となった場合又はそれが見込まれる場合には、当社はセラー会員の登録連絡先(第 24 条に定めます)に対する通知をもって本規約を解除できるものとします。
3. 第 1 項又は第 2 項の措置により退会したセラー会員は、退会時に期限の利益を喪失し、直ちに、当社に対し負担する全ての債務を履行します。

第 20 条（反社会的勢力の排除）

1. セラー会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (1)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. セラー会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、セラー会員が反社会的勢力若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、セラー会員に対して何らの催告をすることなく本規約を解除することができます。

4. セラー会員は、前項により当社が本規約を解除した場合、セラー会員に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

第 21 条（本規約終了後の処理）

1. 第 19 条に基づいて本規約が解除された場合、セラー会員は直ちに本ワインの全てを出庫させるものとします。出庫にかかる費用は次の各号のとおりとします。なお、ワイン以外の物が保管されていた場合は、セラー会員へ何ら通知催告等することなく当社にて処分できるものとします。当該処分費用はセラー会員の負担とします。
 - (1) 本規約の解除事由が第 19 条第 1 項、第 20 条の事由による場合には、当該出庫手続きに関する全ての費用はセラー会員(第 19 条第 1 項第 6 号の場合は、セラー会員の相続人)の負担とします。
 - (2) 本規約の解除事由が第 19 条第 2 項の事由による場合には、当該出庫に係る出庫料は当社が負担しますが、配送料はセラー会員の負担とします。
2. 前項において本規約解除後セラー会員が出庫手続をとるまでの間、当社は本規約解除から 3 ヶ月を限度として、当該ワインをセラー会員の費用負担にて当社又は当社以外の業者に委託して保管できるものとします。かかる場合の保管料は、レンタルセラーでの保管においては本規約で定めた保管料とし、当社以外の業者に委託した場合は当該委託料とします。なお、前項第 1 号の場合においては、セラー会員による保管料又は委託料の支払がない限り当社は当該ワインの出庫を拒否できるものとします。
3. 当社は、セラー会員が当該ワインを引き取ることを拒み、もしくは引取ることが出来ず、または当社の過失なくしてセラー会員の所在を確認することが出来ない場合であって、セラー会員に対して期限を定めて当該ワインの引取りの催告をしたにもかかわらずその期間内に引取りがなされない時は、催告をした日から 3 か月を経過した後は、セラー会員に対し予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて当該ワインの売却その他の処分をすることができます。ただし、当該ワインが腐敗または変質するおそれがあるものである場合は、セラー会員に対し予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて当該ワインの売却その他の処分をすることができます。
4. 当社は、前項の規定により当該ワインを処分した場合は、セラー会員に対し遅滞なくその旨を通知します。
5. 当社は、本条第 3 項の規定により売却した場合は、その代価から保管料、荷役料その他の費用、立替金および延滞金ならびに売却のために要した費用（セラー会員への通知に要した費用を含む）を控除し、残額があるときはこれをセラー会員に返還し、不足があるときはセラー会員に対してその支払を請求します。

第 22 条（損害賠償）

1. 当社は、レンタルセラーにおいて保管されている期間において、当社の責めに帰すべき事由により発生した本ワインの滅失又は毀損により生じた損害について、寄託価格を限度として賠償します。ただし、本ワインのラベル・キャップシール・コルク等の外観や内容物の保管期間内の経年劣化によるものはこれに含みません。セラー会員から出庫後 1 週間以内に本ワインの滅失又は毀損について当社に対し通知等がない場合はその限りではありません。

2. 当社の保管期間に含まれない入庫・出庫の配送時における本ワインの滅失又は棄損については、委託先の配送会社の輸送時の補償条件に準じるものとします。
3. 前項但書の規定は、出庫時において当社が本ワインの滅失又は毀損の事実について悪意又は重過失の場合には、適用されないものとします。
4. セラー会員が本規約に定める義務に違反し、当社に対して損害を与えた場合、セラー会員は当社に発生した損害（逸失利益及び弁護士費用を含みます。）を賠償します。
5. 当社は、セラー会員の登録情報又は当社ホームページにおける入力事項に不足又は誤りがあった場合等により生じたセラー会員の損害については一切の責任を負わないものとします。

第 23 条（非保証・免責）

1. 当社は、セラー会員に対して、以下の各号の事項について、一切の保証をしません。
 - (1) 本サービスの内容について、その完全性、正確性及び有効性等
 - (2) 本サービスに中断、中止その他の障害が生じないこと
2. 当社は、以下の各号の損害について、一切の責任を負いません。
 - (1) セラー会員の登録情報又は当社ホームページにおける入力事項に不足又は誤りがあった場合によりセラー会員に生じた損害
 - (2) セラー会員が登録情報の変更を行わなかったことによりセラー会員に生じた損害
 - (3) 予期しない不正アクセス等の行為によりセラー会員に生じた損害
 - (4) 本サービスの利用に関連してセラー会員が日本又は外国の法令に触れたことによりセラー会員に生じた損害
 - (5) 天災、地変、火災、ストライキ、通商停止、戦争、内乱、疫病・感染症の流行その他の不可抗力により本規約の全部又は一部に不履行が発生した場合、セラー会員に生じた損害
 - (6) 本サービスの利用に関し、セラー会員が第三者との間でトラブル（本サービス内外を問いません。）になった場合、セラー会員に生じた損害
3. 本サービスの提供を受けるために必要な機器、通信手段及び交通手段等の環境は全てセラー会員の費用と責任で備えます。また、本サービスの利用にあたり必要となる通信費用は、全てセラー会員の負担とします。
4. 利用者が消費者契約法に定める「消費者」に該当する場合は、本条第 2 項ならびにその他本規約に定める当社の免責に関する条項にかかわらず、当社に過失がある場合には、賠償責任を負うものとし、その範囲は直接かつ現実に生じた通常損害に限定され、かつ、過去 12 ヶ月間に本サービスの利用に伴い利用者が当社に支払った料金（本ワインの購入にかかる代金を除く。）相当額に限定されるものとします（当社に故意または重過失があると認められる場合には損害賠償額は限定されません）。

第 24 条（通知）

当社は、セラー会員情報記載の住所、電話番号、E メールアドレス等（以下「登録連絡先」といいます）をもって、セラー会員の連絡先とみなすことができ、当社からセラー会員への各種通知は、当該登録連絡先に発信後、到達に必要な合理的な期間の経過をもって到達したものとみなすことができるものとします。

第 25 条（本サービスの変更、停止等）

1. 当社は、セラー会員に事前に通知することなく、本サービスの内容の全部又は一部を変更又は追加することができます。ただし、当該変更又は追加によって、変更又は追加前の本サービスのすべての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。
2. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、セラー会員の利用の全部又は一部を停止又は中断することができます。この場合において、当社はセラー会員に対して、できる限り事前に通知するよう努めます。
 - (1)本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合。
 - (2)コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合。
 - (3)火災、停電、疫病、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合。
 - (4)その他、当社が本サービスの停止又は中断が必要と合理的に判断した場合。
3. 当社は、セラー会員に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部を終了することができます。
4. 本条によりセラー会員に生じた不利益、損害について、当社は一切の責任を負いません。

第 26 条（個人情報の取扱い）

当社は、セラー会員が登録した個人情報について、当社ホームページに掲載する「プライバシーポリシー」に従い適切に取り扱うものとします。

第 27 条（レンタルセラーの管理）

当社は、法令その他当社が本サービスの適正な管理のために必要があると認めた場合は、当社はセラー会員の同意を得ることなく本ワインの閲覧又は立入点検等必要な措置をとる（以下、「検査等」といいます）ことができるものとします。検査等を行った場合、当社はセラー会員に遅滞なくその旨及び検査の結果を通知するものとします。

第 28 条（火災保険の付保）

1. 当社は、本ワインについて、本規約第 7 条第 3 項又は第 8 条第 3 項にて算出される寄託価格にて火災保険を付保します。
2. 付保する保険料は保管料に含まれております。
3. セラー会員が本条第 1 項の保険金額について増額を希望する場合は、当社に別途申し出の上当社との間で協議するものとします。

第 29 条（約款の適用）

本規約に定めなき事項は当社が国土交通省に届け出た「標準トランクルームサービス約款」に従うものとします。

第 30 条（譲渡禁止）

セラー会員は、本規約における契約上の地位及び債権債務等一切の権利について、当社の事前の書面による承諾なしに、第三者への譲渡又は担保に供するなどできないものとします。

第 31 条（分離可能性）

1. 本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有します。当社及びセラー会員は、当該無効若しくは執行不能とされた条項又は部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本規約に拘束されることに同意します。
2. 本規約のいずれかの条項又はその一部が、あるセラー会員との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他のセラー会員との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

第 32 条（当社の財産権）

本サービスのプログラム、情報等に関する財産権は当社または当社にその使用を許諾した第三者に帰属します。また、当社が本サービスおよび本サービスに関連して使用しているすべてのソフトウェアは知的財産権に関する法令等により保護されている財産権および営業機密を含んでいます。

第 33 条（合意管轄）

本規約に関して当社とセラー会員との間で発生した紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 34 条（準拠法）

本サービスの利用は日本国内に限定するものとし、本規約は、日本法を準拠法とするものとします。

以上

附則

2021 年 10 月 22 日 改定